

第23回福島地方労働審議会 資料2

～資料編～

- ① 最重点施策関係（P 1, 3, 4, 15）
- ② 重点施策関係（労働基準行政分）（P 2, 5）
- ③ 重点施策関係（職業安定行政分）（P 6, 7, 8, 9, 10, 12）
- ④ 重点施策関係（職業能力開発行政分）（P 11）
- ⑤ 重点施策関係（雇用均等行政分）（P 13, 14, 16）
- ⑥ 重点施策関係（上記②～⑤以外分）（P 17）

平成27年11月2日

監督指導実施状況

1

◆東電福島第一原発に対する監督指導実施状況

	平成24年	平成25年	平成26年	※平成27年	東日本大震災以降の累計
監督実施事業者数	83	137	236	217	724
違反事業者数	33	76	141	121	409
違反件数	47	112	213	225	656
うち労働条件関係	18	71	138	179	406
うち電離則関係	14	26	21	5	113
うち電離則以外の労働安全衛生関係	15	15	54	41	137

◆除染事業者に対する監督指導実施状況

	平成24年	平成25年	平成26年	※平成27年	東日本大震災以降の累計
監督実施事業者数	242	1,047	1,152	578	3,019
違反事業者数	112	709	774	364	1,959
違反件数	244	1,784	1,697	597	4,322
うち労働条件関係	35	1,210	898	261	2,404
うち安全衛生関係	209	574	799	336	1,918

◆建設現場に対する監督指導実施状況

	平成24年	平成25年	平成26年	※平成27年	東日本大震災以降の累計
監督実施事業者数	1,105	818	1,206	585	4,501
違反事業者数	647	508	804	389	2,847
違反件数	1,018	789	1,230	606	4,523

※除染事業者に対する監督指導結果は平成27年8月末まで、それ以外は平成27年9月末までの状況

労働災害発生状況

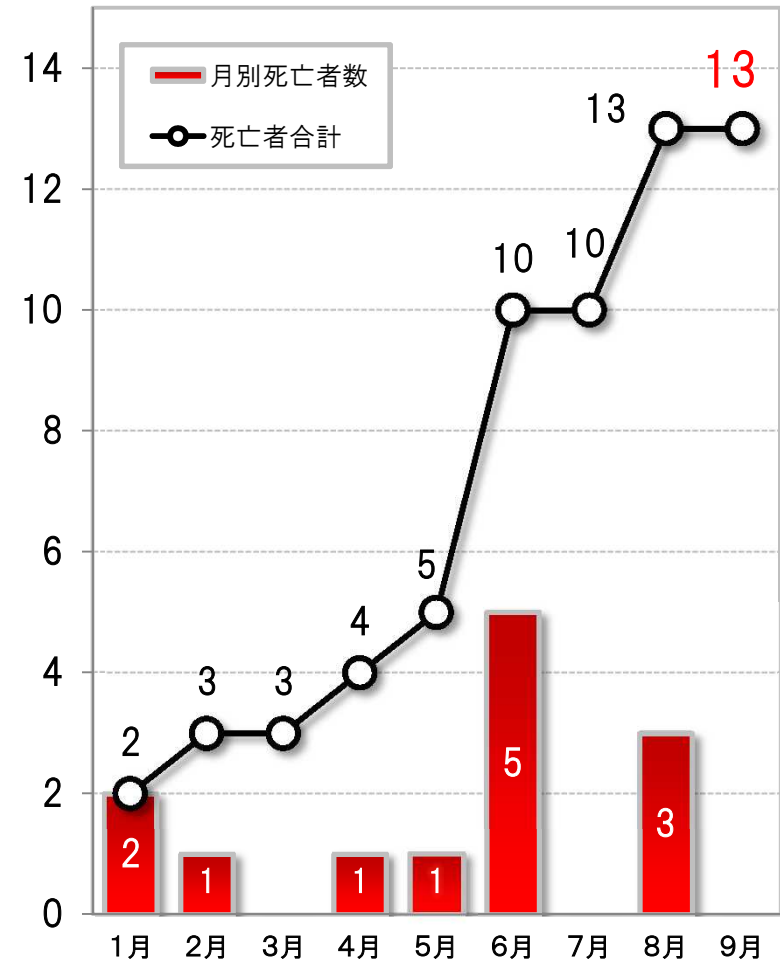
平成27年 労働災害発生状況

平成27年1月1日から9月30日の間の報告件数

業 種 別	年 別	平成27年		平成26年		対前年比	
		死亡	死 傷 者	死亡	死 傷 者	増減数 (人)	増減率 (%)
全 業 種 合 計		13	1,249	30	1,344	-95	-7.1
製 造 業		1	281	6	298	-17	-5.7
鉱 業			4		4	0	0.0
建 設 業		7	313	11	322	-9	-2.8
運 輸 交 通 業		1	135	6	172	-37	-21.5
貨 物 取 扱 業			13	1	7	6	85.7
農 林 業		1	33	1	35	-2	-5.7
畜 産 ・ 水 産 業			12		13	-1	-7.7
上 記 以 外 の 事 業		3	458	5	493	-35	-7.1

注1) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

平成27年 死亡災害発生状況



東日本大震災復旧・復興工事における労働災害発生状況

3

総 数							うち除染等業務分						うち原発廃炉作業分					
年	H23 (3.11～)	H24	H25	H26	※H27	計	H23 (3.11～)	H24	H25	H26	※H27	計	H23 (3.11～)	H24	H25	H26	※H27	計
(休業4日以上) 死傷者数	113	92	116	110	81	512	0	9	70	80	61	220	8	7	4	8	6	33
	うち 死亡者数	6	0	6	4	3	19	0	0	4	2	1	7	0	0	0	1	2

※平成27年は9月末までの件数

当局作成除染労働条件確保リーフレット

～ 除染などの作業を行う事業主の皆さまへ ～

除染などの作業にあたる労働者の労働条件確保と放射線被ばく管理等の更なる徹底について

福島労働局管下の労働基準監督署が、これまでに実施した除染現場等への監督指導の結果、**除染等業務**、**特定線量下業務**に従事する労働者の労働条件や安全衛生に関して、数多くの法違反が認められ、改善を指導しております。

主な指導内容は以下のとおりです。このリーフレットをご活用いただき、除染などの作業にあたる労働者の労働条件や安全衛生の確保により一層努めていただくようお願いします。

1 労働条件の確保のために

事例 1 労働契約の締結の際に、労働条件を書面の交付により明示していなかった。

- **労働条件は書面で明示しましょう**（労働基準法第15条）
労働者を雇い入れたときには、賃金、労働時間などの労働条件を書面で交付して明示しなければなりません。
- **契約の更新に関する事項も明示しましょう**（労働基準法施行規則第5条）
有期労働契約の場合には、契約期間、契約更新の有無、更新する場合の基準などについても書面で交付して明示しなければなりません。

事例 2 時間外労働に関する協定を締結しないまま、1日8時間、週40時間を超えて時間外労働を行わせた。

- **36協定を締結・届け出ましょう**（労働基準法第36条）
時間外労働・休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）を労使間で締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。

事例 3 時間外労働に対する割増賃金の算定の基礎に除染手当が含まれておらず、割増賃金の額が不足していた。

- **割増賃金を適正に支払いましょう**（労働基準法第37条）
時間外労働や休日労働を行わせた場合は、割増賃金を支払わなければなりません（時間外25%、休日35%）。
- **割増賃金の算定基礎に除染手当を含めましょう**
（労働基準法施行規則第2条）
割増賃金の算定基礎となる賃金に含めなくてよい賃金は、①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当など法令で定められているものに限られます。除染手当は、算定基礎に含めて計算しなければなりません。



ひと・くらし・
みらいのために

福島労働局・労働基準監督署

2 除染などの作業における安全衛生の確保のために

事例 1 除染などの作業により受ける外部被ばく線量について、正確な被ばく線量が測定されていなかった。
（作業場における外部被ばく線量の合計が平均的な数値と見込まれる者に線量計を装着させ、その測定結果をその作業場のすべての作業員の外部被ばく線量とみなすこととしていたが、その者が一時的に作業場を離れてしまった。）

- **除染などの作業を行う労働者の被ばく線量を法定の方法で測定しましょう**
（除染電離則第5条、第25条の4）
 - ・ 平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所は、業務従事者のそれぞれに、個人線量計を着用させて測定しなければなりません。
 - ・ 平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の場所は、個人線量計をそれぞれに着用させるほか、男女別に選定した代表者に線量計を着用させて測定する方法でも可能です。
- * 詳細は「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」をご参照ください

事例 2 除染などの作業を行う場所で平均空間線量率等の事前調査はしていたが、その結果の概要を労働者に明示していなかった。

- **除染などの作業を行うときは事前調査を実施しましょう**
（除染電離則第7条、第25条の6）
 - ・ 除染などの作業を行うときは、作業場所の平均空間線量率をあらかじめ調査して、その結果を記録し、労働者にもその概要を明示しなければなりません。
- **除染等業務を行うときは、作業計画を策定しましょう**
（除染電離則第8条）
 - ・ 除染等業務を行うときは、除染等作業の場所・方法、被ばく線量の測定方法、被ばく線量の低減措置などについて、あらかじめ作業計画を定めて労働者に周知し、その計画に基づいて作業を行わせなければなりません。

**不明な点などがありましたら、福島労働局・
最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください**

H27.4

福島県最低賃金

705円

16円UP

時間額

平成27年10月3日から

働くには、最低賃金
チェックざんす。

年齢に問わず、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

WEBで
チェック!

●厚生労働省ホームページアドレス: <http://www.mhlw.go.jp/>
●最低賃金に関する特設サイト: <http://www.saitochingin.jp/>
●パソコンでも最低賃金がチェックできます! [最低賃金制度](#) [印刷](#)

最低賃金に関するお問い合わせは福島県労働または最寄りの労働基準監督署へ

© 2015 山手組二先生 福島の労働者作品
おそ松くん
山手組二先生 福島の労働者作品

必ずチェック! 最低賃金

使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは?

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、**すべての労働者**が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの チェック方法は?

チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較します。^(※2)

- 時間給の場合
 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$
- 日給の場合
 $\text{日給} \div 1\text{日の平均所定労働時間（時間額に換算）} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$
- 月給の場合
 $\text{月給} \div 1\text{か月の平均所定労働時間（時間額に換算）} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$
- 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合
例えば、基本給が日給で、各手当（職務手当など）が月給の場合は、
① 基本給（日給）→ (2)の計算で時間額を出す
② 各手当（月給）→ (3)の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

POINT
!

?

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金（臨時手当など）
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外労働賃金など）
④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日・夜間労働賃金など）
⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、夜間の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥ 退職手当、遺族手当および葬祭手当

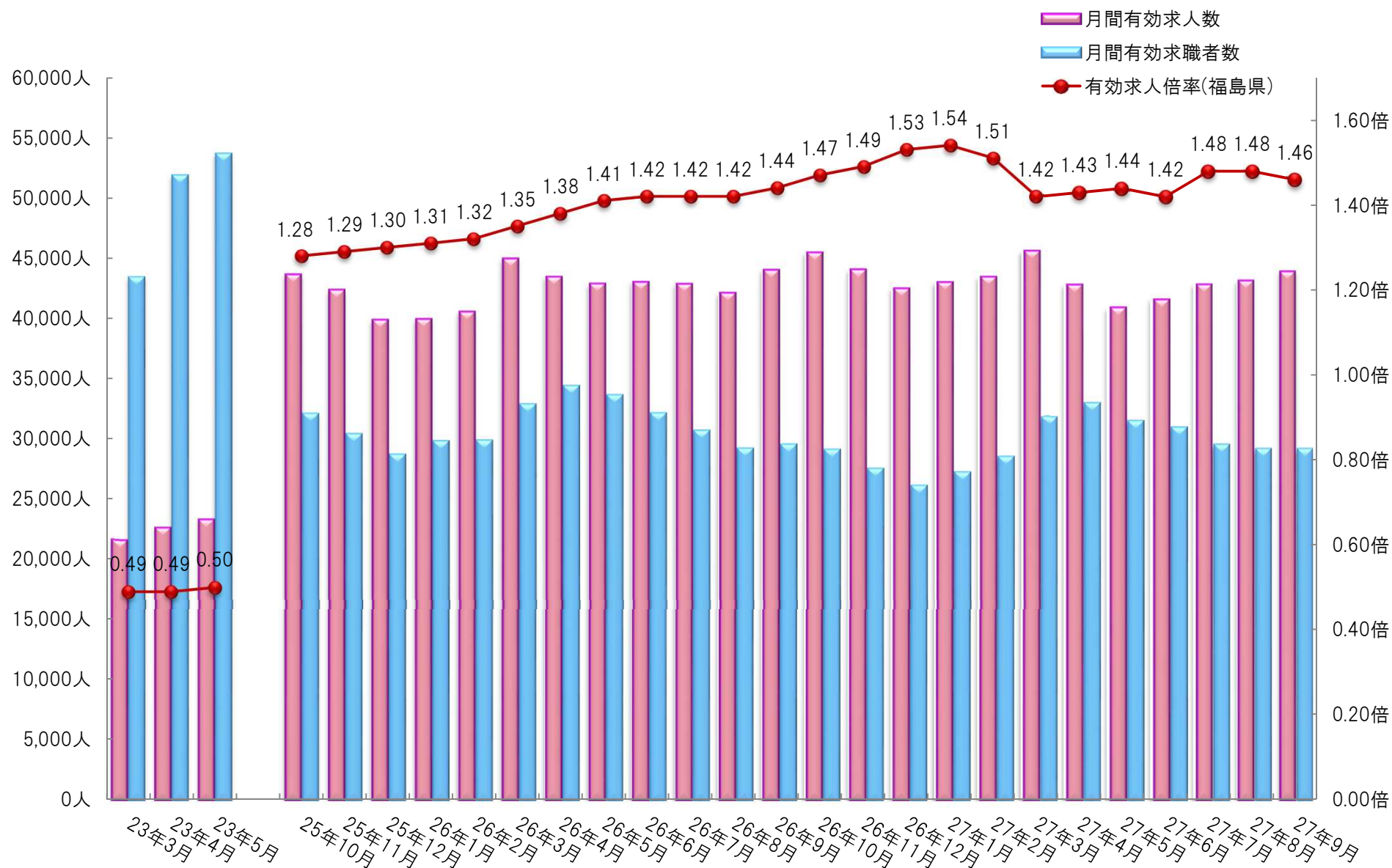
(※2) 日給で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、日給に換算した額 $\geq$ 特定最低賃金（日給）

必ず
チェック
だね。

あなたの賃金は？
スマホ、PCで調べよう!

山手組二先生 福島の労働者作品
1H27.2

福島県の求人・求職・求人倍率の状況



「就業地別」有効求人倍率 福島は全国1位

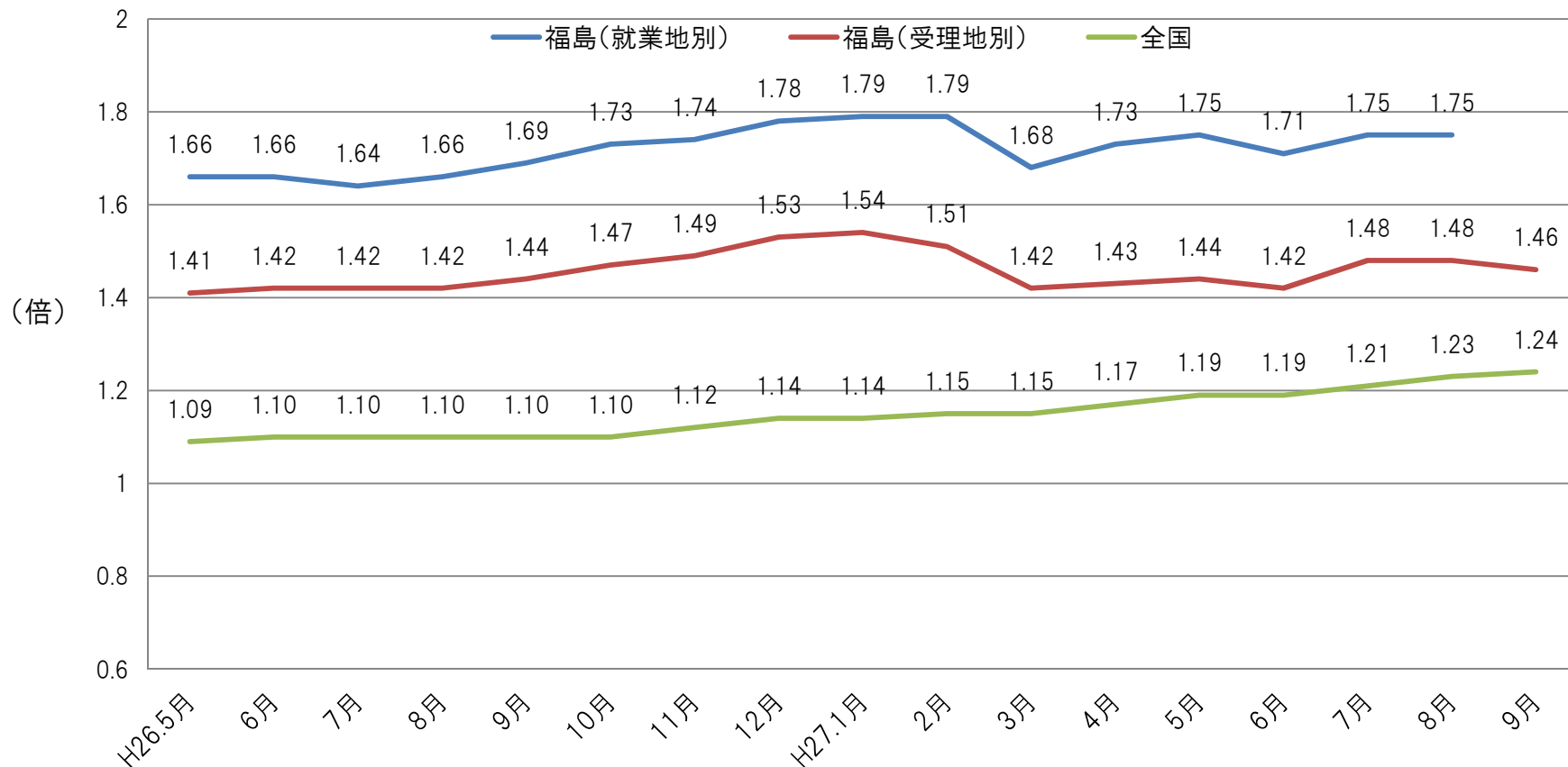
7

- 毎月公表されている有効求人倍率について、26～27年度は全国3～10位で推移。
(通常公表しているのは、「受理地別の有効求人倍率」)
- これを「就業地別」の有効求人倍率でみると、24年11月以降連続で全国1位。

26～27年度 月別の「有効求人倍率」の推移(「受理地別」「就業地別」比較)

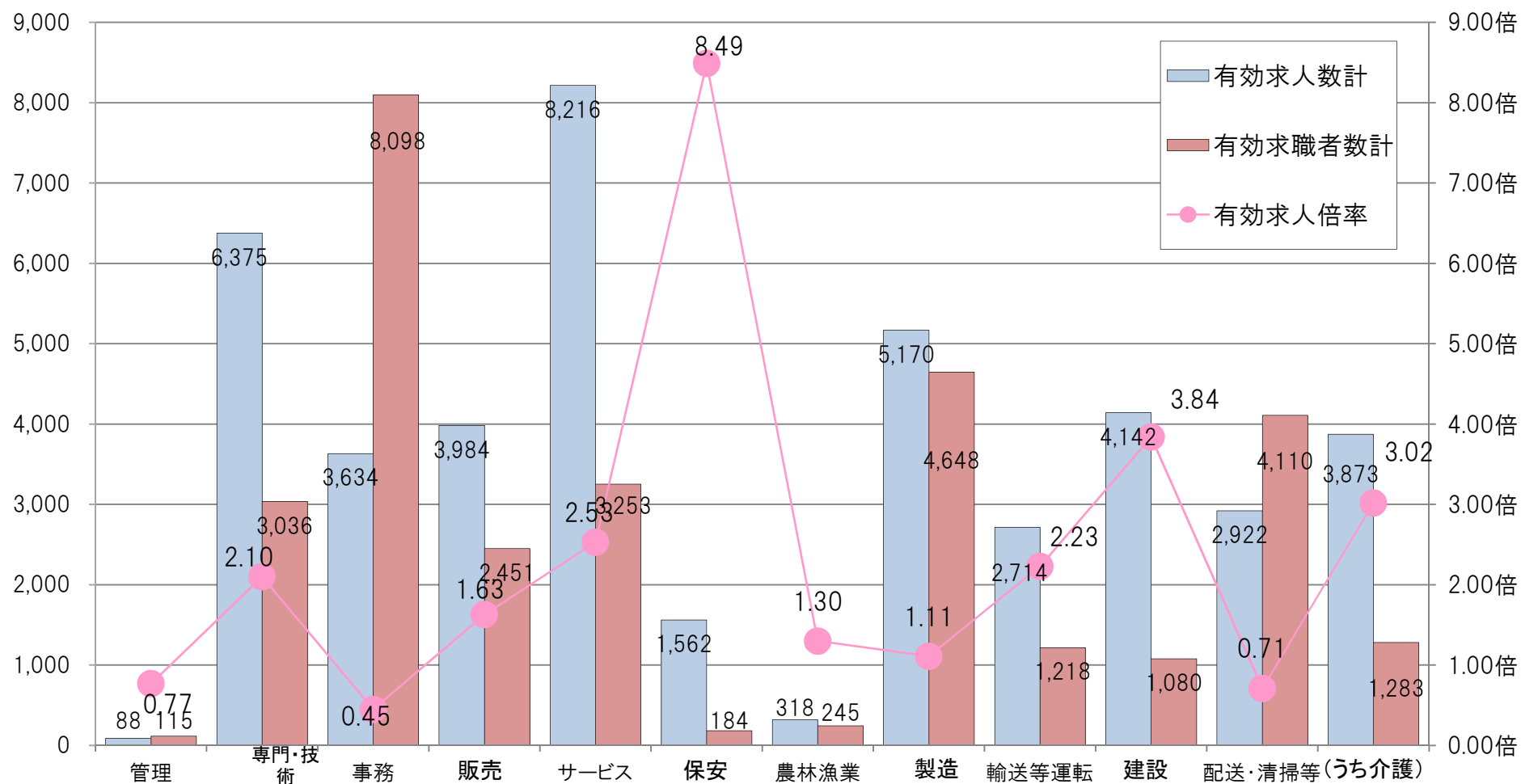
・「就業地別」有効求人倍率が、「受理地別」倍率を上回り、毎月、全国1位の水準で推移。

(※グラフ中は季節調整値)



常用有効求人数及び常用有効求職者数の職業別状況（平成27年9月）

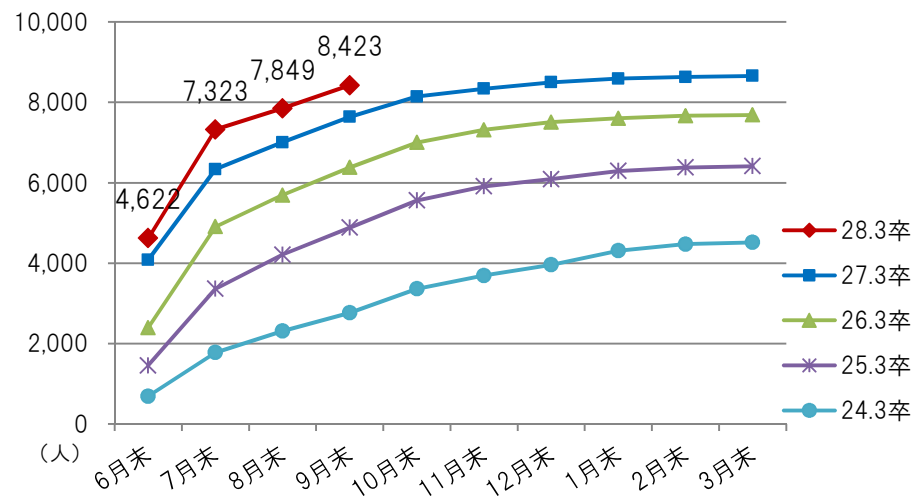
○ 専門・技術（建築・土木技術者、看護師・医療技術者など）、販売、サービス（介護サービス、接客・給仕など）、保安（道路交通誘導員など）、輸送等運転や建設等の職業では求人数が求職者数を上回っている一方で、事務、配送・清掃等の職業では求職者数が求人数を上回っているなど、職業間でのミスマッチが生じている。



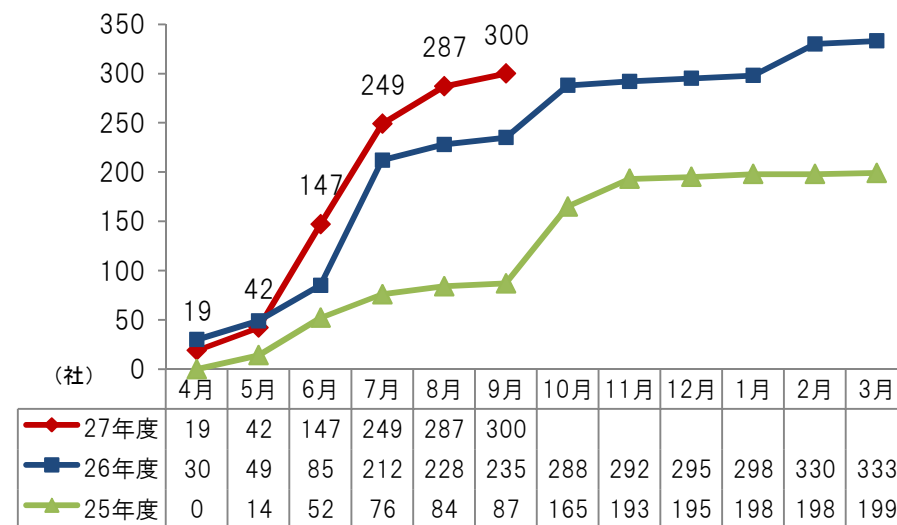
新卒者の雇用の現状

9

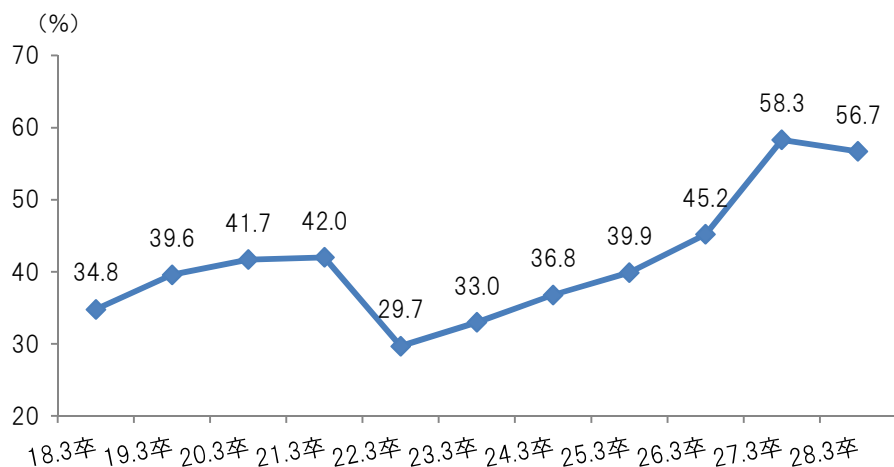
① ハローワークへの高卒求人提出状況



③ 若者応援宣言事業所数の推移



② 就職内定率の推移(各年9月末時点の比較)



④ 就職面接会(説明会)の様子



ハローワーク別主要指標の状況（平成27年9月）

		福島	平	会津若松	郡山	白河	須賀川	相双	二本松	局計
就職件数 （常用）	9月実績	462	612	488	499	176	182	195	120	2,734
	累 計	3,275	3,500	3,053	3,268	1,300	1,415	1,215	827	17,853
	年度目標値	6,814	7,242	5,983	7,158	2,628	2,852	2,569	1,775	37,021
	進捗率	48.1	48.3	51.0	45.7	49.5	49.6	47.3	46.6	48.2
充足件数 （常用）	9月実績	462	576	437	531	168	156	213	122	2,665
	累 計	3,326	3,301	2,805	3,469	1,200	1,175	1,356	805	17,437
	年度目標値	6,877	6,873	5,589	7,290	2,582	2,338	2,901	1,756	36,206
	進捗率	48.4	48.0	50.2	47.6	46.5	50.3	46.7	45.8	48.2
雇用保険受給 者の早期再就 職件数 （数値は1ヶ月 遅れ）	8月実績	126	155	81	126	51	59	55	26	680
	累 計	685	840	509	843	252	309	285	260	3,985
	年度目標値	1,563	1,693	1,074	1,857	605	592	496	530	8,410
	進捗率	43.8	49.6	47.4	45.4	41.7	52.2	57.5	49.1	47.4
紹介成功率	9月実績	27.7	37.9	35.4	22.2	31.6	30.6	47.4	30.7	30.8
	通算	29.0	33.4	34.4	22.4	35.4	34.6	48.8	33.1	30.8
	年度目標値	26.7	31.3	30.2	23.4	30.1	29.9	47.0	32.3	28.9
	通算目標比	108.6	106.7	113.9	95.7	117.6	115.7	103.8	102.5	106.6

※局計には運輸支局分を含む。

2,700

改正労働者派遣法

改正労働者派遣法が平成27年9月30日に施行されました

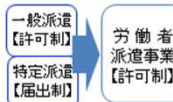
主な改正内容

平成27年10月 福島労働局

1 労働者派遣事業は許可制に一本化されます

施行日以後、一般労働者派遣事業(許可制)、特定労働者派遣事業(届出制)の区分は廃止され、すべての労働者派遣事業が「許可制」となります。

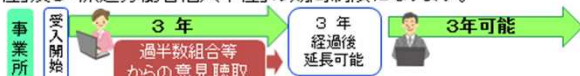
※ 施行日時点で特定労働者派遣事業を営んでいる事業者は、経過措置として施行後、引き続き3年間事業を営むことが可能です。



2 派遣期間制限のルールが変わります

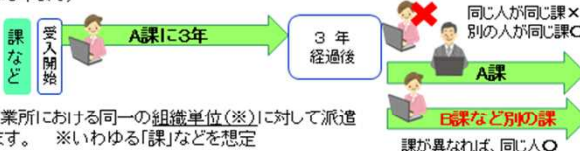
改正前の「業務」を基礎とした期間制限(いわゆる26業務は期間制限なし、26業務以外は原則上限1年、最長3年)から、「派遣先事業所単位」及び「派遣労働者個人単位」の期間制限になります。

派遣先事業所単位の期間制限



同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則3年が限度となります。
派遣先が3年を超えて受入れようとする場合は、派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴く必要があります。(1回の意見聴取で延長できる期間は3年まで)

派遣労働者個人単位の期間制限



同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位(※)に対して派遣できる期間は原則3年が限度となります。 ※いわゆる「課」などを想定

期間制限の例外

- 派遣元で無期雇用されている派遣労働者
 - 60歳以上の派遣労働者
- などは、例外として期間制限の対象外となります。

3 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ等を推進するための措置

雇用安定措置の実施

派遣元は、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方に対し派遣終了後の雇用を継続させる措置を講じる義務があります。(1年以上3年未満の派遣見込みがある方の場合も努力義務)

(雇用安定措置の内容) ①派遣先への直接雇用の依頼 ②新たな派遣先の提供 ③派遣元での無期雇用 ④その他

キャリアアップ措置の実施

均衡待遇の推進

- 派遣元は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、計画的な教育訓練や希望者に対するキャリアコンサルティングを実施する義務があります。
- 派遣元は、派遣労働者から求めがあった場合に、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者との待遇の均衡を図るために考慮した内容を説明する義務があります。
- 派遣先は、派遣元からの求めに応じ、派遣労働者のキャリアアップ支援に必要な情報を提供する努力義務や派遣労働者に対して正社員を含む労働者の募集情報を提供する義務があります。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください

労働者派遣法 平成27年改正

検索

【お問い合わせ先】 福島労働局 需給調整事業室 電話 024-529-5746

改正労働者派遣法説明会

説明会内容(都合により内容を変更する場合があります)

- 改正労働者派遣法について 福島労働局需給調整事業室
- 適正な労働者派遣事業の運営について //
- 労働基準法の適用関係について 福島労働局労働基準部監督課
- 男女雇用機会均等法について 福島労働局雇用均等室

開催日時及び会場について

開催日	会場	施設名	定員	所在地/電話番号	申込み期限
10月16日 (金) 13:30 ~ 16:00	会津若松	アピオスペース 【大会議室】	100	会津若松市インター西 90番地 Tel 0242-37-2801	10月9日 (金)
10月23日 (金) 13:30 ~ 16:00	郡山	ビッグパレットふくしま 【コンベンションホール】	500	郡山市南二丁目 52 番地 Tel 024-947-8010	10月16日 (金)
10月28日 (水) 13:30 ~ 16:00	南相馬	南相馬市 市民情報交流センター 【マルチメディアホール】	145	南相馬市原町区旭町 2-7-1 Tel 0244-23-7796	10月21日 (水)
11月4日 (水) 13:30 ~ 16:00	いわき	いわき新舞子ハイツ 【多目的ホール】	230	いわき市平下高久字 南谷地 16-4 Tel 0246-39-3801	10月28日 (水)
11月12日 (木) 13:30 ~ 16:00	福島	福島県文化センター 【小ホール】	379	福島市春日町 5-54 Tel 024-534-9191	11月5日 (木)

(各会場とも、受付は13:00から開始します。)

※出席する場合は、上記申込み期限までの参加申込が必要です。
※申込締切日前であっても、定員になり次第申込を締め切らせていただきますので、あらかじめご了承下さい。

福島労働局需給調整事業室(福島市霞町 1-46)

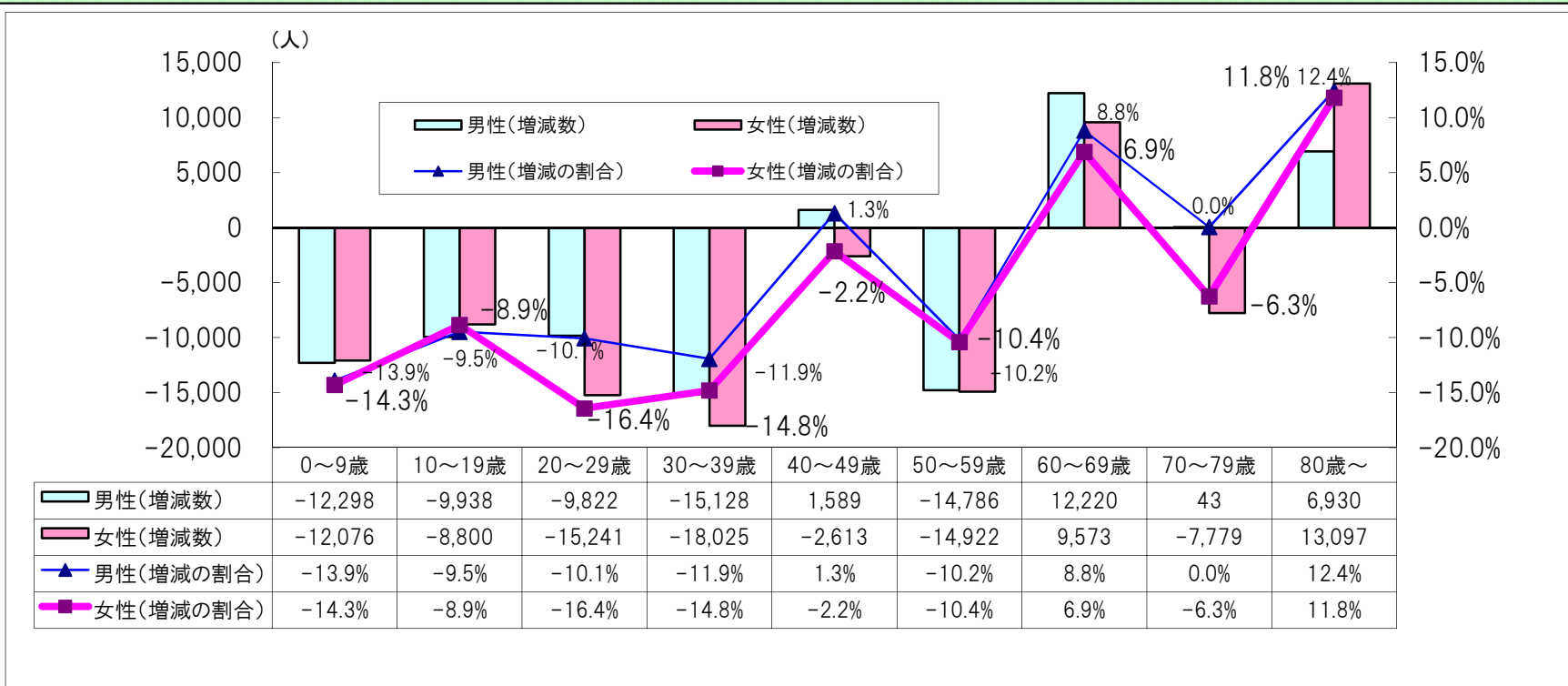
電話: 024-529-5746 FAX: 024-536-4222

(電話受付時間 8:30 ~ 17:15)

福島県の人口の増減

(平成23年3月1日から平成27年9月1日までの人口動態)

福島県「福島県現住人口調査」によると、福島県の人口は平成23年3月1日現在で2,024,401人であったが、平成27年9月1日現在では1,926,425人となり、97,976人減少している。そのうち20歳から39歳の人口は58,216人減少しており、特に女性は33,266人と大幅に減少している。いわゆる子育て期の人口の減少割合が高くなっており、震災の影響により県外に避難をした、また県外から県内の職場に通勤する者もいる等、厳しい子育て環境にある。



資料出所:福島県「福島県現住人口調査」(平成23年3月1日、平成27年9月1日)

＜注1＞転入、転出等については、住民基本台帳法に基づき各市町村に届出があった情報を集計したものであるため、東日本大震災や原発事故の影響を受けて被災地等から避難した方に係る移動については、各市町村に届出があった場合のみの集計となっている。

＜注2＞福島県の人口には「年齢不明」を含む(平成23年3月1日、平成27年9月1日ともに 男性7,506人、女性4,580人 総数12,086人)。

次世代育成支援対策取組状況(平成27年9月末現在)

○一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

企業規模	管内企業数	行動計画策定届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上	149社	149社	100%
常時雇用労働者101人～300人	441社	440社	99.8%
常時雇用労働者100人以下		183社	
合 計		772社	

○子育てサポート企業(くるみん認定企業)

企業規模	認定企業数
常時雇用労働者301人以上	8社
常時雇用労働者101人以上300人以下	6社
常時雇用労働者100人以下	5社
合 計	19社

○子育てサポート企業一覧

- 1.株式会社郡山測量設計社(測量・建設コンサルタント業、76人)(認定2回)
- 2.株式会社沖データシステムズ(情報機器の設計・研究、181人)
- 3.株式会社東邦銀行(金融業、2,361人)(認定2回)
- 4.藤田建設工業株式会社(建設業、173人)
- 5.株式会社ニラク(娯楽業、1,185人)(認定2回)
- 6.福島キヤノン株式会社(製造業、1,680人)(認定3回)
- 7.田中建設株式会社(建設業、85人)
- 8.医療法人社団三成会(医療、福祉業、197人)
- 9.社会福祉法人太田福祉記念会(医療、福祉業、226人)
- 10.小野建設株式会社(建設業、57人)
- 11.公益財団法人磐城済世会(医療、福祉業、599人)
- 12.日本テキサス・インスツルメンツセミコンダクター株式会社(製造業、446人)
- 13.社会福祉法人いわき福音協会(医療、福祉業、529人)
- 14.医療法人辰星会(医療、福祉業、513人)
- 15.株式会社ヨシハラ(製造業、31人)
- 16.若松ガス株式会社(ガス業、172人)
- 17.北関東空調工業株式会社(建設業、65人)
- 18.株式会社ニノテック(卸売業、180人)
- 19.株式会社ハニーズ(小売業、4,499人)

子どもも、仕事も、会社も、地域も、
くるみんと一緒に育てよう。



平成27年4月1日から
「くるみん」が
新しくなります。
「くるみん」は、子育てを支援する
企業の自印です。

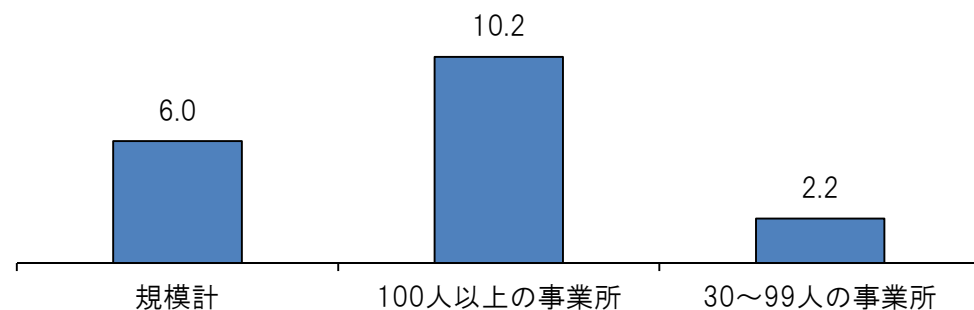


平成27年4月1日
プラチナくるみん誕生。
プラチナくるみんは、
「くるみん」認定企業の中でも
特に優良な企業に
与えられるマークです。

地域の活性化を応援し、人々を
元気にする仲間たちです。



○ポジティブ・アクション取組状況



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

資料出所: 福島県「平成26年労働条件実態調査」
 ≪参考≫ 厚生労働省「平成25年度雇用均等基本調査」
 では規模計(30人以上)で20.8%

○平成27年度「均等・両立推進企業表彰」

「均等推進企業部門」福島労働局長優良賞

株式会社 福島銀行

(所在地 福島市、労働者数777名(うち女性405名))

表彰理由

研修体系の見直しや、産休・育休者向けの支援サービスなど就業継続を図る取組により、渉外担当や役職者の女性割合が増加し着実な成果をあげた。

「均等推進企業部門」福島労働局長奨励賞

株式会社 帝北ロジスティックス

(所在地 福島市、労働者数119名(うち女性16名))

表彰理由

業務の見直しや職場環境改善による女性運転手の採用拡大や研修参加等による女性役職者登用に取り組んだ。



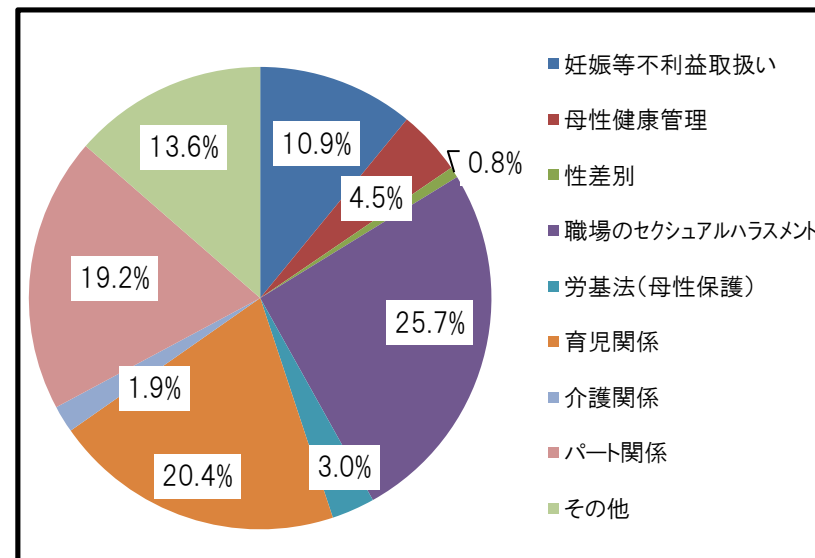
平成27年10月9日「均等・両立推進企業表彰」表彰式

均等・両立推進企業表彰とは

公募による表彰制度で、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業表彰の「均等推進企業部門」表彰の「ファミリー・フレンドリー企業部門」あり。

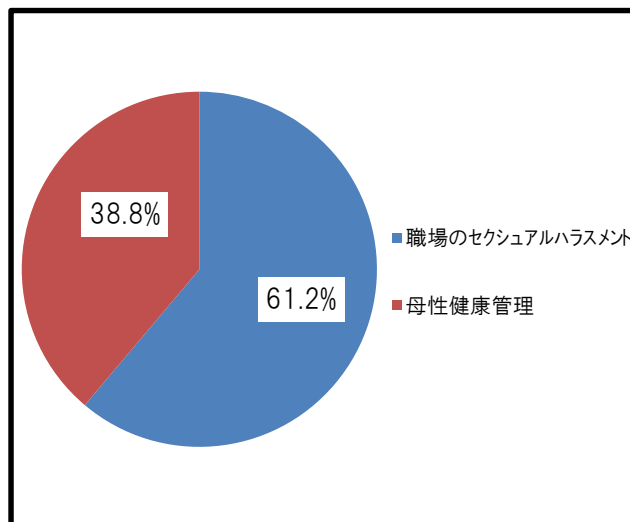
相談・指導の状況(平成27年度9月末現在)

1 労働者からの相談状況

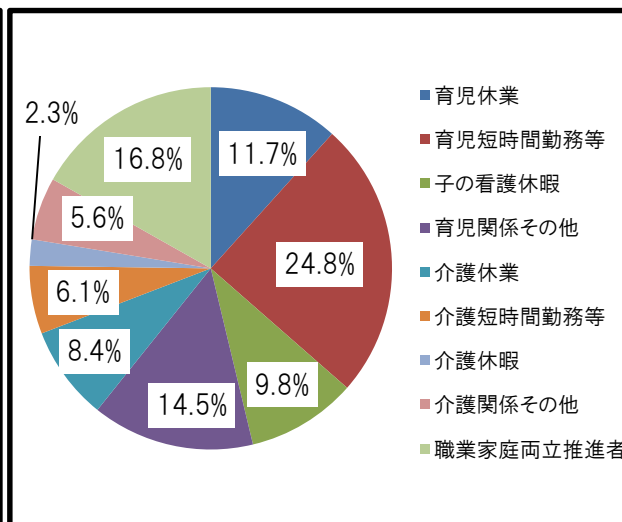


2 指導状況

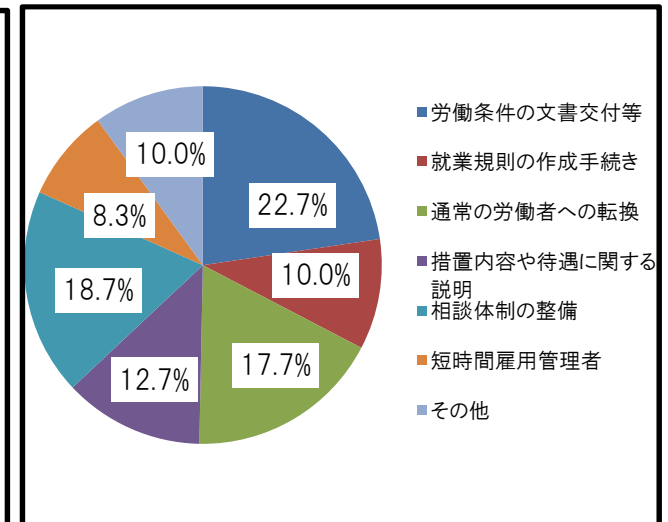
①男女雇用機会均等法



② 育児・介護休業法



③ パートタイム労働法



労働相談は微増、「いじめ・嫌がらせ」は過去最多、相談内容の最多は「自己都合退職」に関するもの

1 制度運用状況概況

【 制度運用状況の概況 】

- 1 件数
- (1) 労働相談件数 16,355件(+6.1%)
- (2) 1のうち個別労働関係紛争※1 に関する相談件数 5,688件(+10.4%)
(このうち紛争状態※2 にある相談件数 798件(-8.5%))
- (3) 助言・指導※3 申出受付件数 44件(-27.9%)
- (4) あっせん※4 申請受理件数 42件(-23.6%)
- 【 カッコ内は、平成25年度実績との比較 】
- 2 概要
- (1) 総合労働相談件数、個別労働関係紛争等に係る相談件数は増加、助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数は減少した。
- (2) 「自己都合退職」についての相談は大幅に増加し、全相談内容の中で最多となった。また、「いじめ・嫌がらせ」についての相談も増加し、過去最多となった。
- (3) 「簡易・迅速・無料」という特徴を活かした紛争解決援助制度の運用をした。
・ 助言・指導 解決率(取下げ等を除く)51.2% 1ヶ月以内に全数終了
・ あっせん 解決率(取下げ等を除く)23.1%
労使の参加等があった事案に対する解決率 42.9%
2ヶ月以内に終了 34件 85.0%(うち1ヶ月以内に終了 23件 57.5%)
- (4) 除染関連の相談は2,101件。除染作業従事労働者が当事者となった個別労働関係紛争のうち、10件について助言・指導申出、あっせん申請があった。

※1「個別労働関係紛争」とは「個々の労働者と事業主との間の民事上の労働関係に関する事項に係る紛争」であり、「解雇の合理性」「雇止め」「労働条件の変更」「いじめ・嫌がらせ」「パワハラ」「賠償」等がある。なお、労働組合と事業主、労働者同士の紛争は該当しない。

※2「紛争状態」とは「紛争の一方の当事者の主張に対し、他方の当事者がそれに同意せず、紛争当事者双方の主張が一致していない状態」をいう。

※3「助言・指導」とは「紛争の一方の当事者からの申出を受け、都道府県労働局長が、判例・法令等を示して解決の方向性を示唆し、話し合いの促進をする解決制度」という。

※4「あっせん」とは「紛争の一方の当事者からの申請を受け、紛争調整委員会のあっせん委員が両当事者から意見を聴取し、両当事者間の調整を図ることとで自主的な話し合いによる解決を促進する解決制度」という。

第1図 個別労働紛争解決制度運用状況



2 相談内容の推移

- ◎ 平成25年度と比べ、「いじめ・嫌がらせ」が増加し、件数(1,270件)は過去最多となった。
- ◎ 平成25年度と比べ、「自己都合退職」が大幅に増加し、過去最多となった。件数は1,302件と相談内容の中で最多を占めた。
- ◎ 平成25年度と比べ、「解雇」は増加に転じ、「労働条件引下げ」は横ばい。

第2図 個別労働関係紛争等に係る相談内容の内訳

